

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成26年度人事管理システム改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 森 昌文 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	H26.12.4	(株)サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	本業務は、「人事管理システム」に変更・改良を行いシステムの増強を図ると共に、業務の効率化を図るために機能の追加・修正等をおこなうものである。上記業者は上記システムを開発した者であり、著作権人格権保持しており、これを行使する旨を申し出ている。以上のことより、本業務を実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を行うものである。 【適用法令】会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	3,693,600	3,456,000	93%		
近畿地方整備局行政情報システム一式賃貸借(H22)	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 森 昌文 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	H26.12.15	IBJL東芝リース(株) 東京都港区虎ノ門1-2-6	当該賃貸借は、一般競争入札方式によりIBJL東芝リース(株)と契約をし、平成26年12月31日をもって契約期間を満了する。次期調達については、本業務の他に契約している近畿地方整備局行政情報システム一式賃貸借(H23)、行政情報システム一式賃貸借(H23)の契約満了時期である平成28年2月29日に合わせて一括で調達を行うため、それまでの期間を契約するものである。行政情報システムサーバ機器は、業務や組織の要求に応じて調達されており、必ずしも全ての機器が同じ時期に調達されていないが、継続契約することで、同種の機器を次期調達に集約できる。現行機器は賃貸借期間を満了したが、現在も行政事務を円滑に遂行できる性能を有しており、引き続き利用することにより、導入費用が不要であるとともに、減価償却が完了していることから、賃貸借料も大幅に安価となることから経済的に非常に有利な賃貸借となる。当該業者は、現行機器を提供している業者であり、適切な保守対応を実施してきていることから、現行機器を引き続き使用するため、当該業者と随意契約を行うものである。 【適用法令】会計法第29条の3第4項、政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	3,767,796	3,767,796	100%		単価契約 予定調達総額 ¥53,098,014